

第3回京都府税務共同化推進委員会次第

〔平成19年6月12日(火)
午前9時～10時30分
京都府庁秘書課会議室〕

1 開 会

2 徴収共同化の業務量、事務配分、メリットについて

3 国民健康保険税(料)について

4 個人情報保護について

5 そ の 他

6 閉 会

京都府税務共同化推進委員会（第2回）概要

- 1 日 時 平成19年5月22日（火） 午後2時～4時10分
- 2 場 所 京都府庁1号館3階 秘書課会議室
- 3 出席者 委員7名 事務局（総務部理事、税務課長他）
- 4 審議概要
 - ・徴収共同化の論点、市町村の現状と課題、府・市町村の業務比較を報告
 - ・徴収、収納の共同化のポイント、メリット、業務標準化の方向等を審議

（1）徴収共同化のポイント

- 滞納繰越額の圧縮、業務の全面的な共同化、業務内容の一本化
- 滞納整理は、早期に前倒しで徹底的に実施する必要がある。
- 個別団体毎の課税徴収はコストがかかる。税の公平確保、コスト削減が要請される時代である。公平性、コストを重視すると共同化は大きく広がる。

（2）徴収共同化のメリット

- 徴収、滞納整理のスピードアップ
- 職員の専門性向上（スキル、動産の評価等）
- 分割納付等について団体毎の温度差の解消
- 納期内納付の促進
- 事務手続き一本化で住民・納税者にわかりやすくなる
- 金融機関の財産調査も合理化される

（3）業務標準化の方向

- 原則全て一本化する（手続、帳票、催告、滞納処分等の執行停止、不納欠損等）
- 但し、「納期」の一本化には議論の余地がある。
年10回払いの集合徴収でも納期到来分から共同化は可能である。また、名義を含む共同化か、作業の共同化かで扱いが異なる。

（4）収納共同化のポイント

- 消込業務の合理化のための「窓口消込」は、全金融機関と全市町村が足並みを揃える必要がある。金融機関と課税団体間の課題（バックヤードの問題）である。
- 府と市町村の窓口で、それぞれ全地方税の納付を可能にすることは、共同化のシンボリックな意味がある。しかし、その効果等は検討する必要がある。

（5）市町村の発言

- 共同化は当然進むべき道である。現状をどう変えるか、具体像・サンプルが必要。市町村職員と府職員が共同で具体像・サンプルを作り上げる組織を作る必要がある。共同化推進委員会でスキームを作り、具体像・プロセスは別途検討が可能。具体化する上で市町村と府が英知を出し合いたい。
- 滞納整理の専任職員はいない。団体間でシステム等の格差がある。早い時期に行動して欲しい。早い時期に住民、議会に説明したい。

- 5 次回日程等 平成19年6月12日（火） 午前9時から（10時30分まで）
徴収共同化に関する課題
（徴収共同化の事務量、事務配分、メリット、徴収金の配分ルール、国保、個人情報等）

徴収共同化による業務効率の向上等について

徴収業務（滞納整理）の共同化による効果（想定）

| | | |
|-----------------------------------|---|----------------------------|
| (現行) | | (望ましい業務量) 徴収率・納期内納付率アップ |
| 132人 | ⇒ | 190人 |
| 集中処理、業務見直し | | ▲ 66人 |
| | | 124人 |
| うち補助的業務30～40人分 相当を計画的にアウトソーシング | | |

1 文書催告業務

| | | | |
|---------|------------------------------|----------|-------|
| (現 状) | | | |
| 府 | 13.4万枚発送/年 | 17人 | } 42人 |
| 市町村 | 19.3万枚発送/年 | 25人 | |
| (想定業務量) | | | |
| 府 | 13.4万枚発送/年 | 17人 | } 65人 |
| 市町村 | 36.7万枚発送/年 (滞納整理強化により約2倍) | 48人 | |
| (必要人員) | | | |
| ⇒ | 現行ベース | 併せて65人必要 | |
| ⇒ | 集中処理 | ▲13人 | |
| ⇒ | 業務見直し（パターン化等） | ▲19人 | |
| 差 引 | | 33人 | |

その中からアウトソーシングの検討

2 電話催告業務

| | | | |
|-------|----------|-----|-------|
| (現 状) | | | |
| 府 | 13.4万件/年 | 12人 | } 29人 |
| 市町村 | 19.3万件/年 | 17人 | |

| | | | |
|---------|----------------|-----|-------|
| (想定業務量) | | | |
| 府 | 13.4万件/年 | 12人 | } 44人 |
| 市町村 | 36.7万件/年 | 32人 | |
| | (滞納整理強化により約2倍) | | |

(必要人員)

| | | |
|-----|-----------------|----------|
| ⇒ | 現行ベース | 併せて44人必要 |
| ⇒ | 集中処理 | ▲ 9人 |
| ⇒ | 業務見直し(オートダイヤル等) | ▲ 9人 |
| 差 引 | | 26人 |

その中からアウトソーシングの検討

3 滞納処分等

| | | | |
|-------|----------|-----|-------|
| (現 状) | (差押件数) | | |
| 府 | 1,608件/年 | 17人 | } 63人 |
| 市町村 | 1,756件/年 | 46人 | |

| | | | |
|---------|------------------|-----|-------|
| (想定業務量) | | | |
| 府 | 1,700件/年 | 17人 | } 81人 |
| 市町村 | 4,100件/年 | 64人 | |
| | (滞納整理強化により約2.5倍) | | |

(必要人員)

| | | |
|-----|------------|----------|
| ⇒ | 現行ベース | 併せて81人必要 |
| ⇒ | 集中処理、業務見直し | ▲ 16人 |
| 差 引 | | 65人 |

その中からアウトソーシングの検討

※ 滞納案件圧縮による効果

上記算定は17年度決算の滞納件数をベースとしており、滞納整理強化で納期内納付率のアップや滞納案件の圧縮により更に必要人員は減少する。

共同化による業務量試算

| | | 現行業務量 | | | | | 想定業務量 | | | | | 共同化による効果 | | | |
|------|--------------|--------|---------|------|------|-------|--------|---------|------|-------|-------|----------|-------|-------|-----------|
| | | 人・日 | | 人員換算 | | | 人・日 | | 人員換算 | | | 集中処理効果 | 業務見直し | 差引 | 外部化 検討 |
| | | 府 | 市町村 | 府 | 市町村 | 計 | 府 | 市町村 | 府 | 市町村 | 計 | | | | |
| 算定基礎 | 新規滞納件数 | 37,122 | 334,018 | | | | 37,122 | 318,018 | | | | | | | |
| | 滞納繰越件数 | 26,787 | 72,904 | | | | 26,787 | 68,904 | | | | | | | |
| | 差押え件数 | 1,608 | 1,756 | | | | 1,608 | 4,134 | | | | | | | |
| | 取立件数 | 1,343 | 1,405 | | | | 1,343 | 3,307 | | | | | | | |
| | 公売件数 | 13 | 6 | | | | 13 | 12 | | | | | | | |
| | 滞納処分の停止件数 | 3,022 | 3,645 | | | | 3,022 | 6,890 | | | | | | | |
| 業務量 | 文書催告 | 4,194 | 6,045 | 17.5 | 25.2 | 42.7 | 4,194 | 11,478 | 17.5 | 47.8 | 65.3 | -13.0 | -19.0 | 33.0 | -30~-40 |
| | 電話催告 | 2,796 | 4,030 | 11.7 | 16.8 | 28.4 | 2,796 | 7,652 | 11.7 | 31.9 | 43.5 | -9.0 | -9.0 | 26.0 | |
| | 財産調査 | 1,598 | 2,303 | 6.7 | 9.6 | 16.3 | 1,598 | 4,373 | 6.7 | 18.2 | 24.9 | | | | |
| | 差押え(解除含む) | 1,074 | 1,124 | 4.5 | 4.7 | 9.2 | 1,074 | 2,646 | 4.5 | 11.0 | 15.5 | | | | |
| | 取立 | 336 | 351 | 1.4 | 1.5 | 2.9 | 336 | 827 | 1.4 | 3.4 | 4.8 | | | | |
| | 公売 | 260 | 120 | 1.1 | 0.5 | 1.6 | 260 | 240 | 1.1 | 1.0 | 2.1 | | -16.0 | 65.0 | |
| | 滞納処分の停止 | 252 | 304 | 1.0 | 1.3 | 2.3 | 252 | 574 | 1.0 | 2.4 | 3.4 | | | | |
| | その他(来電・来客対応) | 533 | 6,909 | 2.2 | 28.8 | 31.0 | 533 | 6,559 | 2.2 | 27.3 | 29.5 | | | | |
| | 合計 | 11,042 | 21,187 | | | | 11,042 | 34,350 | | | | | | | |
| 人員 | 人員換算 | 46.0 | 88.3 | 46.0 | 88.3 | 134.3 | 46.0 | 143.1 | 46.0 | 143.1 | 189.1 | | -66.0 | 124.0 | 84~94 |
| | 増減(現行人員) | | | (44) | (88) | (132) | | | | | +57 | | | -8 | -38~-48 |

* 滞納整理強化で約2倍増

平成19年度税務共同化の取組について

① 共同滞納整理チームの編成

- ・ 大口滞納案件、共通滞納案件等の整理
- ・ 25市町村の滞納繰越額の約1／3を目標
- ・ 市町村職員と府職員の相互併任
- ・ 各広域振興局税務室を連携の拠点化

② 共同電話催告センターの設置

- ・ 電話催告案件を持ち寄り、集中的に電話催告を実施

③ 共同税務室（仮称）の設置

- ・ 早期に先行的な共同化を希望する一部市町村と府が、共同の税務室を設置して、19年度内から共同で滞納整理等を実施

④ 固定資産税（償却資産）の共同調査の実施

- ・ チームを組んで申告内容の確認調査を実施

国保共同化の論点

1 国保徴収の現状等

- 国保「税」(①19団体)
- 市町村の税務所管課が徴収(①13団体)
- 一般税との滞納の重なり 約4割(サンプル調査)
- 国保徴収業務の課題
 - ・ 執行体制脆弱、徴収ノウハウ不足
 - ・ 業務の困難性(加入者の年齢構成・所得水準、連続する納期等)
 - ・ 府内市町村の収納率(現年) ⑩ 92.13%(全国24位)
⑪ 93.02%(全国10位)

(参考) 国民健康保険財政(概観)

| 国民健康保険給付費(特別会計)の財源構成 | | 一般会計 |
|------------------------------|------------------------------------|---------|
| 保険料(税) | 国財政調整交付金(9%) | (人件費等) |
| | 定率国庫負担金(34%) | |
| その他 (財政安定化支援事業、保険基金安定制度等) | 都道府県調整交付金(7%) (普通調整交付金、特別調整交付金) | |
| ← 50% → | | ← 50% → |

2 共同化についての課題

(1) 課税業務

- 市町村ごとに異なる、複雑な標準基礎課税総額算出作業

(2) 徴収業務

- 医療保険給付との関連が大きい(→ 税として簡明な徴収・債権管理が困難)
 - ・ 課税担当課(国保主管課)との調整(保険証、税額変更)
 - ・ 一般税と国保の優先順位
 - ・ 世帯課税
 - ・ 優先順位が「税」に劣後
 - ・ 消滅時効が2年(税は5年)
- } (国保税・料共通)
} (国保料)

3 国保徴収の共同化(選択制)メリット等

- メリット 確実な徴収(税のノウハウ活用、重複滞納4割分の効率化)

- デメリット 税としての簡明な徴収が複雑化、債権管理が複雑化
 - ・ 国保料は優先順位が「税」に劣後(被保険者への説明責任)
 - ・ 税、国保税、国保料の適正な債権管理及び配分

(参考)

A市の場合 [国保主管課が課税、税務所管課(徴収課)が徴収]
 一般税、国保料、一般収入金を扱う徴収課(原課から予算・原課付け兼務職員の持寄り)を設置。
 各原課からの督促状発布後の債権について、徴取引継を受け、地方税法(国税徴収法)等に基づき滞納処分を行う。
 徴収金については、庁内ルールに基づき再配分。

国民健康保険税（料）について

1 概要

国民健康保険制度は、市町村等を保険者とし、被用者保険の加入者を除くすべての国民を対象とする地域保険（加入者がかかった医療費を互いに負担し合う医療保険）。

他の全ての医療保険と同様に、保険料として徴収されるほか、徴収の便宜上の理由から保険税制度も創設され、現在、「料」・「税」の二種類の徴収制度で執行されている。近時では、国民健康保険「税」から国民健康保険「料」への移行に向けての検討を行うことの適当性、保険料収納率向上のための努力などが議論。

- 国民健康保険法〔昭和13年制定、昭和23年一部改正（市町村公営、強制加入）、昭和33年全部改正〕
- 地方税法〔昭和25年制定、昭和27年一部改正（国民健康保険税）〕
- 厚生省医療保険審議会「平成7年度における国民健康保険制度の改正について（意見の取りまとめ）」
- 収納対策緊急プランの策定等について〔平成17年厚生省国民健康保険課長通知〕

2 「料」と「税」との主な相違点

| | 国民健康保険 | | 一般税 (国保税を除く市町村税) 〔地方税法〕 |
|-----|---|------------------|--|
| | 国保料 〔国民健康保険法〕 | 国保税 〔地方税法〕 | |
| 課税 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 任意税(料)率〔標準基礎課税総額の求め方が市町村で相違〕 (所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、世帯別平等割総額) ○ 世帯課税主義 ○ 月割課税 (発生・消滅、加入・離脱、転出入、出生・死亡) ○ 減免〔納期限未到来のみ対象〕(国保法§77等) 「天災その他特別の事情」、 「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情」 病気、負傷、盗難、失業により所得が皆無になった者等 | | (個人課税主義) |
| | ◇ 率…市町村長告示(知事協議必要) | ◇ 率…条例規定(知事協議不要) | |
| | ◇ 更正等の期間制限 2年 | ◇ 更正等の期間制限 3年 | |
| 徴収 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 納期の回数〔市町村で相違(4、5、6、⑩、12回)〕 ◇ 徴収の根拠法令 〔国保法、自治法、条例〕 ○ 優先順位が税に劣後 ○ 消滅時効 2年 ◇ 会計職員が徴収(吏員以外可) | | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 徴収の根拠法令 〔地方税法、条例〕 ○ 原則、国税と同順位、債権・公課に優先(地方税法§14) ○ 消滅時効 5年 ◇ 徴収吏員が徴収 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険証返還、資格証明書交付、保険給付の一時差止め (災害等特別の事情なしに1年以上滞納している場合等) ◇ 不服申立 国民健康保険審査会 に審査請求 | | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 不服申立 市町村長に異議申し立て |

3 執行状況(17年度)

| 区分 | 課税担当課 | 征管担当課 | 市町村 | 職員数計 (課税人数計) | 滞納分未納額 (徴収率) | 滞年分未納額 (徴収率) |
|------|-------|-------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 国保料 | 国保主管課 | 国保主管課 | 綾部市、宇治市、亀岡市、向日市、 長岡京市 | 20人 (19人) | 1,855 (8%) | 724 (94%) |
| | | 税務所管課 | 福知山市、舞鶴市、城陽市 | 20人 (5人) | 989 (18%) | 413 (94%) |
| 国保税 | 国保主管課 | 国保主管課 | 宮津市、八幡市、京田辺市、南丹市、 井手町、宇治田原町、笠置町、 京丹波町、伊根町 | 22人 (3人) | 1,942 (9%) | 458 (92%) |
| | | 税務所管課 | 上記以外の市町村(10団体) | 31人 (4人) | 1,151 (13%) | 328 (94%) |
| 市町村計 | | | | 93人 (31人) | 5,937 (12%) | 1,923 (93%) |
| 国保料 | 国保主管課 | 国保主管課 | 京都市 | 5人 (100人) | 6,496 (11%) | 3,105 (92%) |

(数値は推計を含む概数。未納額の単位は百万円)

国民健康保険「料」「税」及び収納率の確保・向上を巡る動き

◆ 厚生省医療保険審議会「平成7年度における国民健康保険制度の改正について(意見のとりまとめ)」(平成6年12月)

－抜 粋－

- 保険料の賦課限度額については、今後とも、所得の伸び等を勘案し、被用者保険との負担の均衡にも配慮しつつ、適時に適切な引上げを行っていく必要がある。

なお、保険税は、その実質は医療保険である国保の財源を賄うための保険料であり、徴収の手段として税の形式を採っているものと考えられることから、市町村の事務処理体制への影響等にも十分配慮しつつ、保険料への移行に向けて、今後具体的な検討を行っていくことが適当である。

また、保険者は、保険料収納率向上のため一層の努力をすることが求められる。

◆ 厚生省国民健康保険課長通知「収納対策緊急プランの策定等について」(平成17年2月)

－(別紙)収納対策緊急プラン(例示)から抜粋－

| 事 項 | 主 な 内 容 |
|----------|--|
| 滞納状況の解消 | 時効完成前に納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行うこと。 |
| 人員の増員等 | 収納率が90%未満の保険者にあつては、収納嘱託員の採用又は増員を図ること。 |
| | 1年以上の未納世帯数が1千世帯を超える保険者にあつては、滞納処分の専門部門を設けること。 |
| | 滞納処分を実施していない保険者、滞納繰越分の収納率が15%未満の保険者にあつては、住民税担当部門又は都道府県の税部門に依頼して、税の専門家の派遣を検討すること。 |
| 徴収方法の改善等 | 被保険者の支払いの利便性を高めるため、コンビニ収納の実施を検討すること。 |
| 滞納処分の実施 | 滞納処分を実施していない保険者にあつては、滞納処分を実施すること。 |
| | 1年以上の長期滞納者については、財産調査を行うこと。 |
| | 滞納繰越分の収納率が20%未満の保険者にあつては、預貯金、給与、生命保険解約返戻金等の差押えを行うとともに、国税還付金の差押えの準備を行うこと。 |

税務共同化と個人情報保護

市町村及び京都府

提供制限（総論）

- ◎ 全市町村・府が規定
- ◎ 主な例外
 - ・ 法令等に基づく場合
 - ・ 本人同意がある場合
- ◎ 一般条項的例外事由
 - ・ 公益上必要
 - ・ 相当の理由の場合審議会の意見聴取必要

電子的結合制限

- ◎ 24市町村・府が規定
- ◎ 結合が認められる場合
 - ・ 公益上（特に）必要
 - ・ 法令等に基づく場合
- ◎ 審議会の意見聴取必要（一部例外有り）

提供先措置要求

- ◎ 17市町村・府が規定
- ◎ 内容は個人情報保護

共同作業センター（仮称）

- 「個人情報保護規定（条例）」を制定
 - 市町村等から個人情報の提供を受けるため、適正管理手法を規定
 - 「正確性確保」「適正管理上必要な措置」「不要な個人情報の消去」「管理体制の整備」「委託等に際しての措置等」を規定
 - 個人情報利用者に情報を提供できる場合を規定

- ・ 提供制限（総論）
- ・ オンライン結合制限
- ・ 提供先措置要求

個人情報請求者（納税状況等の確認等）

個人情報保護の概要（府内自治体）

提 供 の 制 限

- 1 27団体すべてが、当該実施機関以外の者への提供を禁止（制限）している。
- 2 但し、全団体がその例外を認めており、例外事由は次のとおり類型化できる。
 - ① 法令（等）に基づく場合（全団体）
 - ② 本人の同意がある場合（全団体）、本人に提供する場合（8団体）
 - ③ 出版、報道等で公になっている場合（21団体）
 - ④ 個人の生命、身体、財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合
(25団体)
 - ⑤ その他
 - ・ 国等の機関に提出する場合（5団体）
 - ・ 事務執行上やむを得ない場合（5団体）
 - ・ 市民福祉、正当な行政執行のため必要（1団体）
 - ・ 専ら統計作成、学術研究、本人利益（1団体）
 - ・ 審議会の意見を聴いて、必要があると認めているとき（1団体）
 - ・ 公益上（特に）必要（17団体）
 - ・ 相当の理由（4団体）
 - ・ その他特別の理由（1団体）
- 3 一般条項的な例外事由では、提供に当たり次の要件が加重されている。
 - ① 審議会の事前の意見聴取（24団体）
 - ② 本人、第三者の権利利益を不当に侵害しないこと（18団体）
 - ③ 本人への通知（6団体）

電 子 的 結 合 の 処 理 制 限

1 27団体中25団体が、条例で、電子的結合による個人情報の提供を制限（禁止）している。

2 電子的結合の制限規定は大きく2つに分かれている。

(1) 実施機関が、通信回線を用いて管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の管理する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し、蓄積し、及び提供し得る状態の場合（13団体）

(2) 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線により電子計算機を結合してはならない。（12団体）

3 電子的結合が認められる場合は、次のとおり類型化できる。

(1) 結合のための実体要件

- ① 公益上必要（6団体）
- ② 公益上特に必要があると認めるとき（1団体）
- ③ 法令等の規定に基づくとき（6団体）
- ④ 個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていること（6団体）

(2) 結合のための手続要件

- ① 審議会の事前の意見聴取（22団体）
- ② 例外的に意見聴取が不要な場合
 - ・ 法令等に基づくとき（18団体）
- ③ 審議会への報告（1団体）

個人情報の適正管理

1 27団体すべてが個人情報の適正管理について措置を講ずるよう規定している。

2 その措置は次のとおり類型化できる。

- ① 正確性確保（17団体）
- ② 適正な管理のために必要な措置（26団体）
個人情報の漏えい、き損及び滅失等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置
- ③ 不要となった個人情報の消去（21団体）
- ④ 管理体制の整備（6団体）
 - ・個人情報管理責任者の設置、
 - ・専門的な知識、能力を有する職員の育成、配置
- ⑤ 委託等に際しての措置等（3団体）

個人情報の提供先への措置要求等

1 27団体中18市町村が個人情報の提供先に対して個人情報の保護のために条件を付している。

2 個人情報保護のための条件は次のとおり類型化できる。

- ① 当該個人情報の使用目的、使用方法等に係る制限（18団体）
- ② 個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷の防止その他の個人情報の適切な取扱いについての必要な措置（4団体）
- ③ 個人の権利利益を侵害したことが明らかに認められる場合の個人情報保護のための措置（3団体）